

2020年人事委員会勧告に関する地公労声明

県人事委員会は本日、新型コロナウイルス感染症の影響で遅れていた一時金の勧告を行った。較差に基づき4.40月（0.05月の引き下げ）とし12月の期末手当で調整するとした。

地公労は、県人事委員会に対し県職員の生活改善につながる勧告を求め、10月7日の人事院勧告以降、人事委員会と二度にわたり交渉を行ってきた。

本日晒された一時金の引き下げは、今年の勧告ですでに国よりも低い4.45月となっていることや、今年4月から財政悪化を理由とした臨時的賃金削減を受けている職員の実支給額、4.3165月で比較するよう求めてきたことが全く勘案されていない。さらには、一時金3%4年間、月例給1.5~2.5%4年間の臨時的賃金削減を受けている給与実態、新型コロナウイルス感染防止対策や多発する大規模災害の中で懸命に職務に当たる職員に対し、これ以上の引き下げは行うべきではないとの地公労要請が考慮されなかったことは非常に不満だ。これらは、私たち公務員労働者の賃金労働条件を改善するため設けられた人事委員会の役割を放棄したものと言わざるを得ない。

人事委員会勧告制度は、労働基本権が制約されている我々の賃金労働条件の適正な処遇を確保するためのものである。そのため、勧告制度によらない賃金削減は認められないことにも触れるよう要請してきたが、今回の勧告で全く触れられなかったことは非情であり、遺憾だ。

本日の勧告・報告は、一時金引き下げ改定が示されたが、地公労が要求してきた他の課題については触れられていない内容である。今後は、月例給等の勧告・報告に向け、組合員の生活実態を踏まえた地公労要求に基づく要請行動・交渉で、賃金要求の前進はもとより、長時間・過密労働にあえぐ組合員の労働条件改善を勝ち取るべく、全組合員の結集により取り組みを進める。

2020年10月23日

新潟県地方公務員労働組合共闘会議(略称「地公労」)